

日本風力サービス株式会社「(仮称) 郡山熱海ウインドファーム事業計画段階環境
配慮書」に対する意見について

令和2年10月26日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 郡山熱海ウインドファーム事業
計画段階環境配慮書」について、日本風力サービス株式会社に対し、環境の保全の見地から
の意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 福島県郡山市、安達郡大玉村
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出 力： 最大36,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 8月 3日
環境大臣意見受理	令和2年10月20日
経済産業大臣意見	令和2年10月26日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

日本風力サービス株式会社「(仮称) 郡山熱海ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、複数の住居及び学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)その他最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減するこ

と。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、ノスリ、サシバの主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたジュウモンジシダ・サワグルミ群集、ヤナギ高木群落等の植生、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林等が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林等が存在することから、土地の改変に慎重

を要する地域である。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に関する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき指定された磐梯朝日国立公園が位置し、当該公園は、成層火山を中心とした火山連峰及びこれらを風景型式とし、原生的な自然、壮大な火山景観、火山活動により造形された清らかな湖沼群といった変化に富んだ自然景観を特徴としている。また、想定区域周辺には、主要な眺望点である「三ッ森溜池」が存在するほか、当該公園内には、主要な眺望点でもある「安達太良山」、「和尚山」等が存在し、当該公園の車道、歩道、園地等が利用施設計画として位置づけられていることから、本事業の実施により、これら眺望点等からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。